

平成26年度  
高松市農業委員会臨時総会  
議 事 録

平成26年7月22日開会

高松市農業委員会

平成26年度高松市農業委員会臨時総会議事録

開催日時 平成26年7月22日（火）午後1時30分開会

開催場所 高松市役所 第114会議室

出席委員 46人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 竹内 俊彦
- 3番 片山 久男
- 4番 田井 天久
- 5番 佐竹 博巳
- 6番 河瀬 和一
- 7番 佃 俊子
- 8番 上砂 正義
- 9番 十河 善則
- 10番 南原 勉
- 11番 平賀 文之
- 12番 谷口 辰男
- 13番 木村 保夫
- 14番 妻鹿 常男
- 15番 小山 智
- 16番 高砂 清一（農地部会長）
- 17番 横井 豊
- 18番 森口 憲司
- 20番 三好 義光（農政部会長職務代理者）
- 21番 川田 之治
- 22番 上原 勉
- 23番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 24番 岡野上盛雄
- 25番 赤松 貞廣
- 26番 宮野 惠基（農政部会長）
- 27番 橋本 修
- 28番 河北 初雄
- 29番 矢島 國雄
- 30番 冨本 正樹

- 31番 中名 良竹  
 32番 妹尾 嘉起  
 33番 花澤 均  
 34番 湊 敏好  
 35番 原田 和幸  
 36番 兔子尾紀夫 (会長職務代理者)  
 37番 久保 宣仁  
 38番 小早川數市  
 39番 山地 宏美  
 40番 落合 隆夫  
 41番 廣瀬 吉俊  
 42番 羽田 剛  
 43番 宮武 正明  
 44番 森西 征二  
 45番 古川 浩平  
 46番 藤原 正雄  
 47番 谷口 勝幸 (農地部会長職務代理者)

欠席委員 1人

- 19番 植田 治郎

来 賓

市 長 大西 秀人

農業委員会事務局出席者

農 政 課 長	川西 好春
農政管理係長	山本 直志
農 地 係 長	多田 利浩
副 主 幹	増田 雄二
主 任 主 事	稲井 稔
主 任 主 事	豊島 俊治
主 任 主 事	矢野 哲
主 任 主 事	寺井 康弘
主 任 主 事	藤澤 英宣
主 任 主 事	須和 裕司

## 議事日程

- 第1 会長及び会長職務代理者の互選について
- 第2 議席の指定について
- 第3 議事録署名委員の指名について
- 第4 農地部会委員及び農政部会委員の互選について
- 第5 農地部会長及び農政部会長並びに両部会長職務代理者の選任について
- 第6 市長の権限に属する事務の一部委任について(協議)

**川西農政課長** お待たせいたしました。

現在、農業委員の定数47名のうち、44名の出席をいただいております。

従いまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項によりまして、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしております。

それでは、平成26年度高松市農業委員会臨時総会を開会いたします。

開会に当たりまして、大西市長から御挨拶を申しあげます。

(妻鹿委員、高砂委員入室)

**大西高松市長** 皆様、こんにちは。高松市長の大西秀人でございます。

平成26年度高松市農業委員会臨時総会の開催に当りまして、一言御挨拶を申しあげます。

本日は、第22回農業委員統一選挙後の最初の総会でございます。農業委員会等に関する法律の規定に基づき、臨時総会の招集をお願いいたしましたところ、委員各位におかれましては、何かと御多忙のところ、御出席を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度は、7選挙区のうち、一つの選挙区において、21年ぶりとなる選挙戦が行われました。農業委員となられました47名の皆様におかれましては、今後3年間の任期中、本市農業の振興と発展のため、地域農業者の代表として、活力ある農業・農村の再生に向けて御尽力いただきますとともに、市政の推進につきましても、格別の御理解、御協力を賜りますよう、この場をお借りしてお願い申しあげる次第でございます。

現在、我が国の経済状況は、その再生に向けて放たれた、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」、いわゆるアベノミクスの効果によって、円安・株高が定着してきており、長引くデフレ不況から脱却しようとしております。

しかし、地域経済や中小企業までは、まだまだ、その恩恵が行き届いていないので、もう一段の成長戦略を推進していく必要があるものと思っています。

そのような中、農政面では、昨年12月、今後の農政のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定され、本プランに基づき、農林水産省は農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策とを車の両輪として推進していくこととしております。

更に、先月末には、このプランが改訂され、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合の見直しを柱とする農業改革の方向性が示されました。今後、国の法改正に向けた議論の中で、農業・農村現場がいたずらに混乱することなく、地域の農業・農村の活性化に結び付く有効な農業改革としていただきたいものと存じます。

私といたしましても、2期目の選挙時のマニフェスト2011において、耕作放棄地の活用を進め、農地を保全するとともに、6次産業化などの新しい可能性を探りながら、農業振興を図ることをお約束しているところでございまして、どうか皆様方には、本市の農業振興に、引き続き格別の御支援、御協力をいただきますよう、お願い申しあげる次第でございます。

終わりにになりましたが、高松市農業委員会の今後ますますの御発展と、皆様方の御健勝、

御活躍を心から祈念申しあげまして、御挨拶といたします。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

**川西農政課長** ありがとうございます。

本臨時総会は、農業委員会の選挙による委員の一般選挙後、最初の総会でありますので、高松市農業委員会総会会議規則第5条第2項の規定により、出席委員中の年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。会長さんが決定するまでの間会の進行につきましては、出席委員中、南原 勉委員が年長の委員でありますので、南原委員さんに臨時議長を務めていただきたいと思います。

南原委員さんよろしくお願いいたします。

**臨時議長(南原委員)** ただ今、御紹介をいただきました南原 勉でございます。

会長さんが決定するまでの間、私が議事進行役を務めますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の臨時総会は、一般選挙後、最初の総会でありますので、まず、委員さんの御紹介から始めさせていただきます。

事務局から、順次御紹介をお願いいたします。

**川西農政課長** 委員の皆様を御紹介いたします。

所属の地区部会、担当地区、氏名を申し上げますので、その場で御起立ください。氏名を読み終わりましたら御着席願います。

第1地区部会 本庁地区 竹内俊彦委員、鶴尾地区 片山久男委員、太田地区 田井天久委員、多肥地区 佐竹博巳委員、一宮地区 河瀬和一委員、同じく佃俊子委員、同じく上砂正義委員、同じく三笠輝彦委員。

次に、第2地区部会 木太地区 十河義則委員、古高松地区 南原勉委員、同じく平賀文之委員、屋島地区 谷口辰男委員、同じく木村保夫委員、同じく妻鹿常男委員、牟礼地区 小山智委員、庵治地区 高砂清一委員。

次に、第3地区部会 前田地区 横井豊委員、川添地区 森口憲司委員、林地区 植田治郎委員さんは欠席届が出ております。三谷地区 三好義光委員。

次に、第4地区部会 香川地区 川田之治委員、同じく上原勉委員、同じく能祖壽一委員、同じく岡野上盛雄委員、同じく赤松貞廣委員。

次に、第5地区部会 川岡地区 宮野恵基委員、円座地区 橋本修委員、檀紙地区 河北初雄委員、同じく矢島國雄委員、弦打地区 富本正樹委員、香南地区 中名良竹委員、同じく妹尾嘉起委員。

次に、第6地区部会 鬼無地区 花澤均委員、香西地区 湊敏好委員、下笠居地区 原田和幸委員、国分寺地区 兔子尾紀夫委員、同じく久保宣仁委員、同じく小早川數市委員、同じく山地宏美委員、同じく落合隆夫委員。

最後に、第7地区部会 十河地区 廣瀬吉俊委員、川島地区 羽田剛委員、同じく宮武正明委員、東植田地区 森西征二委員、西植田地区 古川浩平委員、同じく藤原正雄委員、

塩江地区 谷口勝幸委員。

以上、47名の御紹介をいたしました。

ここで、御臨席いただきました大西市長におかれましては、次の公務がございますので御退席されます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

(大西市長退席)

**臨時議長** それでは、議事日程に入らせていただきますが、議事の進行上、仮議席を指定します。仮議席は、ただ今御着席の議席といたします。

まず、日程第1 会長及び会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

この件につきましては、どのような方法で選出いたしまししょうか。

**久保委員** 議長――37番。

**臨時議長** 37番 久保委員。

**久保委員** 37番の久保でございます。

誠にせんえつでございますが、御提案を申しあげたいと思います。

これまで高松市農業委員会におきましては、会長及び会長職務代理者2名の選出について、各地区部会から選考委員を1名ずつ選出して選考委員会を構成し指名推薦により選出をしております。今回も、このような方法でいかがかと思っておりますので御提案を申しあげます。

**臨時議長** ただ今、37番の久保委員さんから御提案がございました会長及び会長職務代理者の選出につきましては、各地区部会から選考委員を1名ずつ出して選考委員会を構成し指名推薦により選出するということではありますが、いかがでございましょうか。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**臨時議長** 御異議が無いようでありますので、それでは、各地区部会から1名の選考委員を選出していただき選考委員会をお開き願います。

なお、選考委員会は、同じ11階の113会議室の方でお願いいたします。

それでは、選考の結果が出るまで暫時休憩いたします。

(選考委員会 113会議室で協議)

**臨時議長** お待たせいたしました。これより会議を再開いたします。

選考結果が出たようでございますので、選考の結果について、選考委員を代表して7番の上砂委員さんに御報告をお願いいたします。

**上砂委員** 7番の上砂でございます。

選考委員を代表し、御報告を申しあげます。

選考委員7名で慎重審議いたしまして、高松市農業委員会の会長には8番の三笠輝彦委員さんを再選ということで決定いたしました。

また、会長職務代理者の第1には、23番の能祖壽一委員さん、会長職務代理者の第2には、36番の兔子尾紀夫委員さんをお願いをしたいということで決定いたしましたことを御

報告いたします。

皆様方の御賛同をいただきたいと思います。

**臨時議長** ありがとうございます。ただ今、選考委員さんから御報告がございましたが、これに御異議はございませんか。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**臨時議長** ありがとうございます。御異議が無いようでありますので、会長には、8番の三笠輝彦委員さん、会長職務代理者第1には、23番の能祖壽一委員さん、会長職務代理者第2には、36番の兔子尾紀夫委員さんがそれぞれ決定いたしました。

ただ今、会長が決まりましたので、冒頭御説明いたしましたように、私の臨時議長職は、これで終了させていただきます。御協力、大変ありがとうございました。

**川西農政課長** それでは、会長さん及び両会長職務代理者さんには、役員席の会長席、会長職務代理者席へそれぞれ移動をお願いいたします。

(会長・両会長職務代理者、役員席へ移動)

**川西農政課長** それでは、ただ今選ばれました、会長及び会長職務代理者3名の方を代表しまして、三笠会長さんから就任の御挨拶をお願いいたします。

**三笠会長** ただ今、委員皆様方の温かい御推挙をちょうだいしまして、高松市農業委員会会長に就任することとなりました。

能祖会長職務代理者第1、兔子尾会長職務代理者第2の3人を代表しましてお礼を申し上げます。

皆様方の常日ごろの農政に対する熱い思いをしっかりと受け止めて、微力ではございますが、誠心誠意努めさせていただきたいと思います。

先ほど市長から、国の農政について御挨拶がありました。その中にもありましたが、高松市の農業政策に対しまして、我々農業委員がどのような形で取り組んで行けばよいのか、これからの大きい課題でございます。国では、農政に対して成長戦略の中で位置付けしているようですが、日本全国それぞれの事情というものがああります。そのことを考えますと、高松市における農政の位置付けは大変厳しいものがああります。

しかしながら、私どもは食料生産の基盤である農地を守って行かなければなりません。そして、地域農業の代表者である農業委員が、農業・農村を見守り、そして農業生産に活力を与えてまいりました。このような経験豊富な皆様の御協力を得まして、農家のためにがんばってまいる所存でございますので、これからも御指導、御鞭撻をちょうだいいたしたくお願いいたしましてお礼の言葉に代えさせていただきます。

本当にありがとうございました。

**川西農政課長** ありがとうございます。これ以降の議事進行につきましては、高松市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長さんが議長を務めることになっておりますので、三笠会長さんよろしくをお願いいたします。

**議長(会長)** ただ今、事務局から説明がありましたように、会議規則によりまして、

本日の議事運営は会長が当たるといふこととございますので、これよりの議事運営につきましては、私において進めさせていただきますので、皆様方の御協力のほどよろしくお願ひいたします。

まず、本日、机前にお配りいたしてあります次第に基づき、順次進めさせていただきます。

それでは、日程第2 議席の指定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**川西農政課長** 皆様方の机前に配付いたしてあります高松市農業委員会委員名簿は両面印刷になっておりますが、第1地区から第7地区までの委員さんの氏名などを地区別に作成いたしてあります。

委員の議席については、高松市農業委員会総会会議規則第6条で、議長が定めるといふことになっておりまして、従来からの考え方を申しあげますと、まず、会長さんを議席番号1番といたしまして、以下、2番は第1地区の竹内委員さん、3番は片山委員さん、名簿の裏面になりますが、47番は第7地区の谷口委員さんといふことになります。

**議 長** ただ今事務局から御説明を申しあげましたが、このように指定いたします。

続きまして、日程第3 議事録署名委員の指名についてでございますが、私において2名の方を指名いたしたいと思ひますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**議 長** ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、2番竹内俊彦委員さんと、47番谷口勝幸委員さんの御二人にお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、日程第4 農地部会委員及び農政部会委員の互選についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

**川西農政課長** 御説明いたします。

高松市農業委員会では、農地部会と農政部会の二つの部会が設置されてありますことから、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、委員さんにはそれぞれの部会の所属について互選をしなければなりません。

まず、農地部会の委員の定数につきましては、高松市農業委員会農地部会の委員の定数条例によりまして、選挙による委員が互選した者15名、法第12条第1号委員、すなわち農業協同組合、農業共済組合、土地改良区推薦の委員が互選したもの3名、また、法第12条第2号委員、すなわち学識経験者として市議会が推薦した委員が互選したもの2名の計20名となっております。

また、農政部会の委員の定数につきましても、高松市農業委員会農政部会の委員の定数条例によりまして、選挙による委員が互選した者25名、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区推薦の委員が互選した者1名、学識経験者として市議会が推薦した委員が互選した者2名の計28名となっております。

以上でございます。

**議 長** 農地部会及び農政部会の委員の定数については、ただ今、事務局から説明のあったとおりでございます。

このうち、選挙による委員の互選の方法については、高松市農業委員会では地区内の事案を審議するため、御承知のとおり7つの地区部会制をとっておりますことから、地区部会の運営等も考慮し、それぞれに御推薦をいただく方法で行ってきておりまして、今回も、これまでの先例に従いまして推薦の方法で行うということによろしいでしょうか。お諮りいたします。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**議 長** ありがとうございます。御異議が無いようでありますので、それでは、各地区からの推薦の方法で行うことといたします。

各地区別の選挙による委員の農地部会委員の人数についてであります。各地区の農地面積や申請件数を考慮して、現行どおりとし、第1地区2名、第2地区2名、第3地区2名、第4地区1名、第5地区3名、第6地区3名、第7地区2名とすることでいかがかと考えております。いかがでしょうか、お諮りいたします。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、各地区別の農地部会の委員の人数は、先ほど申しあげましたとおりの内容で決定させていただきます。

それでは、選挙による委員の農地部会及び農政部会に所属する委員について、まず各地区において選考をお願いいたします。

この会場——114会議室に選挙による委員の方々が地区ごとに分かれて会議をお開きいただき、指名推薦をお願いいたします。

次に、農業協同組合・農業共済組合・土地改良区から選任された委員さん、すなわち1号委員の中から農地部会委員3名、農政部会委員1名及び議会から学識経験者として選任された委員、つまり2号委員の中から農地部会委員、農政部会委員、それぞれ2名ずつの互選をお願いいたします。

1号委員の方は113会議室、2号委員の方は121会議室に移動して、互選会をお開きいただきますようお願いいたします。

(各地区、1号、2号委員に分かれて協議)

**議 長** お待たせいたしました。農地部会・農政部会に所属する各地区の委員さんが決まったようですので、会議を再開いたします。

それでは、農地部会及び農政部会に所属する委員について、事務局から発表をお願いいたします。

**川西農政課長** それでは、御手許の高松市農業委員会委員名簿を御覧ください。農地・農政部会の所属を発表します。

まず、農地部会について報告いたします。

第1地区部会 鶴尾地区 片山久男委員、太田地区 田井天久委員、一宮地区 上砂正

義委員、同じく三笠輝彦委員。

次に、第2地区部会 屋島地区 木村保夫委員、同じく妻鹿常男委員、牟礼地区 小山智委員、庵治地区 高砂清一委員。

次に、第3地区部会 前田地区 横井豊委員、川添地区 森口憲司委員。

次に、第4地区部会 香川地区 能祖壽一委員。

次に、第5地区部会 檀紙地区 河北初雄委員、弦打地区 富本正樹委員、香南地区 妹尾嘉起委員。

次に、第6地区部会 香西地区 湊敏好委員、下笠居地区 原田和幸委員、国分寺地区 久保宣仁委員。

最後に、第7地区部会 東植田地区 森西征二委員、西植田地区 藤原正雄委員、塩江地区 谷口勝幸委員。

以上、選挙による委員が互選した者15名、第12条第1号の委員が互選した者3名、同条第2号の委員が互選した者2名 計20名でございます。

次に、農政部会について報告いたします。

第1地区部会 本庁地区 竹内俊彦委員、多肥地区 佐竹博巳委員、一宮地区 河瀬和一委員、同じく佃俊子委員、同じく三笠輝彦委員。

次に、第2地区部会 木太地区 十河善則委員、古高松地区 南原勉委員、同じく平賀文之委員、屋島地区 谷口辰男委員。

次に、第3地区部会 林地区 植田治郎委員、三谷地区 三好義光委員。

次に、第4地区部会 香川地区 川田之治委員、同じく上原勉委員、同じく岡野上盛雄委員、同じく赤松貞廣委員。

次に、第5地区部会 川岡地区 宮野惠基委員、円座地区 橋本修委員、檀紙地区 矢島國雄委員、香南地区 中名良竹委員。

次に、第6地区部会 鬼無地区 花澤均委員、国分寺地区 兔子尾紀夫委員、同じく小早川 數市委員、同じく山地宏美委員、同じく落合隆夫委員。

最後に、第7地区部会 十河地区 廣瀬吉俊委員、川島地区 羽田剛委員、同じく宮武正明委員、西植田地区 古川浩平委員。

以上、選挙による委員が互選した者25名、第12条第1号の委員が互選した者1名、同条第2号の委員が互選した者2名 計28名でございます。

**議 長** 以上のとおりであります。御異議は有りませんか。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、それでは、日程第4 農地部会委員及び農政部会委員の互選については、そのように決定させていただきます。

続きまして、日程第5 農地部会長及び農政部会長並びに両部会長職務代理者の選任についてを議題といたします。

農地部会及び農政部会の各部会長並びに両部会長職務代理者の選任につきましては、農

業委員会等に関する法律第19条第7項で、部会長は部会委員の中から総会で選任することになっております。また、同条第8項で、部会長の職務を代理する者をあらかじめ総会で定めると規定されておりますので、その選任方法についてはいかがいたしましょうか。

**川田委員** 議長——21番。

**議 長** 21番 川田委員。

**川田委員** 21番の川田でございます。先輩委員多数御出席でございますけれども、お許しをいただきまして、発言をさせていただきます。

両部会長及び両部会長職務代理者の選任の方法につきましても、先ほどの会長及び会長職務代理者を決めたのと同様に、各地区部会からの選考委員で構成する選考委員会で、指名推薦する方法でいかがかと思っておりますので御提案申しあげます。

**議 長** 両部会長及び両部会長職務代理者の選任の方法については、ただ今、21番の川田委員さんから御提案いただいたように、先ほどの会長及び両会長職務代理者の選任の方法と同様に各地区部会からの選考委員で構成する選考委員会で指名推薦してはどうかという御提案でありましたが、いかがでしょうか。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、各地区の選考委員さんは、選考委員会をお開き願います。

選考委員会は、113会議室の方でお願いいたします。

それでは、選考委員会の結果が出るまで、暫時休憩いたします。

(選考委員会 113会議室で協議)

**議 長** お待たせいたしました。それでは、会議を再開いたします。

選考結果が出たようでございますので、選考委員会の結果について選考委員を代表しまして、8番の上砂委員さんに御報告をお願いいたします。

**上砂委員** 8番上砂でございます。

農地部会及び農政部会の部会長と両部会長職務代理者の選考について、選考委員会での十分な審議の結果を、選考委員を代表し御報告を申しあげます。

農地部会長には16番の高砂清一委員さん、農地部会長職務代理者には47番の谷口勝幸委員さん、次に、農政部会長には26番の宮野恵基委員さん、農政部会長職務代理者には20番の三好義光委員さんをお願いをしたいということで決定いたしましたので御報告いたします。皆様方の御賛同いただきたいと思います。

**議 長** ありがとうございます。ただ今、選考委員さんから御報告がございましたが、これに御異議ございませんか。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**議 長** ありがとうございます。御異議が無いようでありますので、農地部会長には16番の高砂清一委員さん、農地部会長職務代理者には47番の谷口勝幸委員さん、次に、農政部会長には26番の宮野恵基委員さん、農政部会長職務代理者には20番の三好義光委員さん

にそれぞれ決定いたしました。

それでは、農地部会、農政部会の各役員さん、前の席にお願いいたします。

(農地・農政部会長、農地・農政部会長職務代理人、役員席へ移動)

**議 長** 農地部会長、農地部会長職務代理人、農政部会長、農政部会長職務代理人の皆様には、本日からの今任期の3箇年間それぞれの部会運営等に御尽力をいただきます。

それでは、4名の方を代表して宮野農政部会長より就任の御挨拶をお願いいたします。

**宮野農政部会長** 役員4人を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

この度は、委員皆様方の御推挙をいただき、農政部会長に就任することとなりました。お引き受けいたします以上は、従来にも増して農業委員会の発展のため全力を尽くす所存でございます。

委員皆様方も日々の委員活動の中で、昨今の農業をめぐる厳しい社会情勢から発生した様々な問題に直面し、それらの解決については非常に御苦労いただくことになると存じます。

今後とも、私どもは食糧生産の基礎的資源であり、地域の貴重な資源である農地の確保と有効利用に万全を期すとともに、地域の農業者の声を農政に反映させるため全力を挙げて取り組んでいかなければなりません。

そのためには、農業委員一人一人が農業者の代表としての自覚と責任を持って、市民・農業者からの信頼と期待に応えることが必要でありますので、委員皆様方には格別の御理解、御協力をいただきますようお願い申しあげまして、簡単であります但し就任の御挨拶いたします。

**議 長** 続きまして、日程第6 市長の権限に属する事務の一部委任についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

**山本農政管理係長** 農政管理係長の山本でございます。3年間どうぞよろしく願いいたします。

それでは御手許の資料1の1ページを御覧ください。

平成26年4月30日付けで、高松市長から農業委員会に対して市長の権限に属する事務の一部委任について協議の依頼がありました。

この背景を申し上げますと、同年4月1日に、担い手の経営安定や地域の農地利用の最適化などを進めるために発足しました香川県農地機構から農地中間管理事業実施規程第12条に基づいて、その業務の一部が高松市長へ委託されました。

高松市においては、1ページの1から5までに記載のとおり、その受託事務の一部を農業委員会に委任したい旨、地方自治法第180条の2の規定に基づきまして協議の申し出がありました。

具体的に申しますと、農地の貸借りに係るものでございまして、平成3年に事務の一部委任を受けました利用権設定等促進事業と同じく農地中間管理事業につきましても農業委

員会の協力をお願いしますというものです。

次に、3ページを御覧ください。

委託業務の実施要領でございますが、第3条第1号から4号までと8号が、1ページにあります農業委員会に委任協議されている事務です。それ以外は予算が伴うもので農林水産課が受託するものです。

また、第4条第2項に委託契約書について、様式を定めている旨が規定されています。この契約書の様式が5ページになりますので御覧ください。契約書の第2条第3項で、受託者の市長から農業委員会へ事務委任をすることができることありまして、委任協議の根拠となります。

最後に2ページを御覧ください。農業委員会の回答でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律などにありますように、農地中間管理事業の業務は、農業委員会、農林水産課と香川県農地機構で密接な関係を保ちながら進めて行くことが重要でありますので、同意したいと思いますが、無条件でということではなく、回答文の3行目にありますように、農業委員会と農林水産課が農家のために一緒に汗をかいて働くための「市の支援をいただく」という一定の条件を付して同意したいと思えます。

以上、市長の権限に属する事務の一部委任について(協議)、御審議よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**議 長** 御意見が無いようでありますので、日程第6 市長の権限に属する事務の一部委任については、同意することで御異議ございませんか。

(異議無しと呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、日程第6 市長の権限に属する事務の一部委任については、同意する旨を回答することに決定いたしました。

以上で、本日の臨時総会の議事は、全て終了いたしました。

次に、4 その他につきましては、報告事項がございますので、事務局より報告をお願いいたします。

**山本農政管理係長** まず、農地部会及び農政部会の今後の開催予定でございますが、農地部会は8月11日の月曜日、午後2時から3階32会議室で開催する予定でございます。農地部会所属の委員さんに御案内いたします。また、農政部会につきましては、今後、日程の調整を行いまして開催する予定でございます。農政部会の所属の委員さんには、改めて、案内状を送付いたしますので、よろしくお願ひします。

次に、農業委員さんへの研修でございますが、高松市農業委員会主催で新任委員さん18人を対象に8月4日の月曜日、午前9時30分から午後3時30分まで行います。場所は12階の121会議室の予定でございます。案内状は詳細が決まり次第、送付させていただきます。

次に、香川県農業会議主催の研修会が、今回改選されました農業委員さん全員を対象に、

8月7日の木曜日、午後1時から4時30分まで、ホテルパールガーデンで行われます。案内状については後ほど送付させていただきます。

次に、本年度の農業相談会につきましてですが、夏と冬にございます。まず、8月13日から29日にかけて、各地区ごとに農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業、いわゆる農地の貸借りや農地の転用、相続問題等の様々な相談に応じるため開催いたします。御手許に開催日程について配付させていただいておりますので、後ほど御自分の担当地区の日程、場所等を御覧になられまして、日程の調整をお願いします。なお、7月末ごろの地区部会で、農地機構との農業相談会での先ほど説明した役割等について、詳しく御説明したいと思いますのでよろしくをお願いします。

次に、農業委員の名簿でございますが、本日配付させていただいている名簿で、住所・氏名・電話番号等に間違いが無いか御確認をお願いします。疑義等ございましたら、申し訳ありませんが、山本か増田までお知らせください。

次に、農業に関する各種情報を載せている「農業委員会だより」を年に2回発行しておりますが、直近の第49号は9月1日に発行予定でございます。主な内容としましては、本日決まりました新体制の委員の紹介等でございます。市内の農家の方々に広く知っていただくということで、顔写真・氏名・電話番号・担当地区が掲載されます。農業に関する相談、問い合わせが御自宅に掛かってきましたらよろしくをお願いします。

また、本日、臨時総会終了後に掲載用の写真を会議室の一番後ろのところで1番から25番までと26番から47番までとの2班に分けてまして撮影いたしますので、長時間にはなりませんが、ネクタイ着用の上、よろしくをお願いします。

最後に配付物でございます。御手許に紙袋がありますが、まず、先ほど香川県農業会議の研修の御案内をしましたが、その際使用いたします「農業委員業務必携」を1部と、農業に関して情報が満載している全国農業新聞の見本とか購読促進用の普及資材一式が入っております。委員さん1人当たり5名の新規加入を目標に普及推進をお願いしたいと思います。

そして、関係機関の一つ「香川県東讃農業改良普及センターだより」が入っておりますので御一読をお願いします。

事務局からは以上です。

**議 長** このことについて、御質問等が有りましたら、御発言をお願いします。——御発言が無いようですので、閉会の挨拶を会長職務代理者の能祖委員さんをお願いいたします。

**能祖会長職務代理者** 本日は改選後の新役員を選任するなど、終始、御熱心に御協議をいただき厚くお礼を申し上げます。

国の方では農業委員会を始めとする農業改革やTPP交渉についても予断を許さない厳しい交渉が続いており、慌ただしい動きとなっておりますが、現場でがんばっている農家や地域、そして、農業・農村において将来展望を描けるようであればなりません。

私どもに課せられた優良農地の確保とその有効利用、耕作放棄地解消対策、担い手の確保と支援活動などについて全力を挙げて取り組んでいかなければなりません。

今後とも、様々な課題や問題に対しまして、農業委員会として早期かつ積極的に取り組めるよう、皆様方におかれましては、従来にも増して御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日の臨時総会により、今後3年間の新体制が確立できましたことをお礼申し上げまして閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

**議 長** 以上で、平成26年度高松市農業委員会臨時総会の日程は、全て終了いたしました。特に選考委員の皆様方には大変御苦勞をお掛けしました。誠にありがとうございました。これから3年間皆様方の御協力を併せて強くお願い申し上げます。

以上で平成26年度高松市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

午後3時8分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員